



発行 新潟県

第 62 号

令和元年12月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 704 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 705 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 706 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 707 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退(障害福祉課)
- 708 肥料の登録の有効期間更新(農産園芸課)
- 709 県営土地改良事業変更計画の決定(農地計画課)
- 710 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 711 道路の区域変更(道路管理課)
- 712 道路の供用開始(道路管理課)
- 713 道路の区域変更(道路管理課)
- 714 道路の供用開始(道路管理課)
- 715 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)
- 716 急傾斜地崩壊危険区域の廃止(砂防課)
- 717 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 718 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)

公 告

- 県政功労者の表彰(秘書課)
- 知事表彰(秘書課)
- 一般競争入札の実施(生活衛生課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局業務課)
- 一般競争入札の実施(病院局業務課)

企業局管理規程

- 3 新潟県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程(企業局施設課)



◎新潟県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和元年12月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局 長岡泉店	長岡市泉1-10-13	精神通院医療	令和元年12月1日
ごせん薬局	五泉市太田459-3	精神通院医療	令和元年12月1日
コスモス調剤薬局	五泉市太田460-1	精神通院医療	令和元年12月1日
ミドリ調剤薬局	小千谷市城内1-8-24	精神通院医療	令和元年12月1日

◎新潟県告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年12月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
扇長薬局	見附市今町1-14-33	精神通院医療	令和元年12月1日
せきぐち薬局	阿賀野市山口町2-5-15	精神通院医療	令和元年12月1日
青海薬局	糸魚川市大字寺地233	精神通院医療	令和元年12月1日
たまご薬局 幸町店	長岡市幸町1-8-23	精神通院医療	令和元年12月1日
訪問看護リハビリステーション みるら	三条市新光町29-54	精神通院医療	令和元年12月1日

◎新潟県告示第706号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
----	-----	-----------	-------

本町調剤薬局 しばた店	新発田市諏訪町1-3-25 -1	精神通院医療	令和元年10月1日
むらまつ調剤薬局	五泉市村松1447-1	精神通院医療	令和元年12月1日
コスモス調剤薬局	五泉市本田屋769-1	精神通院医療	令和元年12月1日

◎新潟県告示第707号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）は、その指定を辞退した。

令和元年12月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
町立津南病院	中魚沼郡津南町大字下船渡 丁2682	精神通院医療	令和2年1月5日

◎新潟県告示第708号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和元年12月6日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	新潟県生第411号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	かこの力
保証成分量	窒素全量 2.4パーセント りん酸全量 4.5パーセント 加里全量 1.0パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	株式会社かまた 新潟県上越市板倉区長嶺598番地1
有効期間	平成22年12月16日から令和4年12月15日

◎新潟県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営羽茂沖地区農業用排水施設整備・農用地改良保全（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花角 英世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和元年12月9日から令和2年1月10日まで
- 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第710号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和元年12月9日から令和2年1月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	下田尻	換地計画書の写し	柏崎市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第711号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市寒川字大俣2006番2から	新	5.0～17.2メートル	270.1メートル
同市寒川字大俣1995番1まで	旧	4.0～10.8メートル	269.4メートル

◎新潟県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 山北朝日線
- 2 供用開始の区間
村上市寒川字大俣2006番2から同市寒川字大俣1995番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月6日

◎新潟県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1670番1から	新	12.8～23.0メートル	259.7メートル
同郡同町大字次第浜字達麻坂1627番1まで	旧	11.8～15.2メートル	259.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1670番1から	新	12.8～23.0メートル	259.7メートル
同郡同町大字次第浜字達麻坂1627番1まで	旧	11.8～15.2メートル	259.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号と重用

◎新潟県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 113号
- 2 供用開始の区間
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1670番1から同郡同町大字次第浜字達麻坂1627番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月6日

◎新潟県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類及び路線名
県道 佐渡一周線
- 2 道路の位置
佐渡市原黒字浜23番10地先から同市住吉字上浜85番2地先まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 海岸管理者 新潟県 代表者 新潟県知事 花角 英世
所在 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
兼用工作物の水たたき工の舗装面及び海岸護岸天端より上部の改築、維持又は修繕等（明らかに海岸管理者が施工する海岸保全施設に関する工事に起因し生じた破損等の修繕は除く。）以外の部分の改築、維持又は修繕等
- 5 管理の期間
令和元年11月14日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第716号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定した栄町急傾斜地崩壊危険区域（昭和47年12月22日新潟県告示第1812号）を廃止する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第717号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域の名称
栄町(1)急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から30号までを順次結んだ線及び標柱30号と1号を結んだ線に囲まれた区域

佐渡市浜田	
字水込	
175番23	1号
佐渡市加茂歌代	
字畑ケ田	
1243番3地先水路敷	2号
1242番1	3号から7号まで
1240番1	8号から15号まで
1240番2	16号及び17号
1245番29	24号
1245番28	25号
1244番4	26号及び27号
1244番3	28号
1244番2	29号
1242番2	30号
字福浦	
1237番17	18号
1236番8	19号
1236番11	20号
1236番9	21号
1236番1	22号
1236番5	23号

◎新潟県告示第718号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

栄町(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から32号までを順次結んだ線及び標柱32号と1号を結んだ線に囲まれた区域

佐渡市加茂歌代

 字福浦

1235番1	1号
1235番2	2号
1232番2	3号及び4号
1225番	5号から9号まで
1226番	10号
1235番5	31号及び32号

 字畑ケ田

1254番1	11号及び24号
1255番2	12号及び13号
1256番	14号
1257番1	15号
1258番	16号及び17号
1246番9	20号
1255番4	21号
1255番9	22号

1255番10 23号
 1254番 5 25号及び26号
 1254番 9 27号
 1245番12 28号
 1245番15 29号
 1245番 2 30号
 字蔵川内
 174番 2 18号
 字堂の前
 172番 2 19号

公 告

県政功労者の表彰について（公告）

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第3条の規定により、次の者を表彰した。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

職 名	氏 名	住所地
新潟県議会議員	青木 太一郎	新潟市西区
新潟県議会議員	小山 芳元	上越市
新潟県議会議員	尾身 孝昭	十日町市
新潟県議会議員	柄澤 正三	長岡市
新潟県議会議員	佐藤 浩雄	新発田市
新潟県議会議員	澤野 修	東蒲原郡阿賀町

知事表彰について（公告）

新潟県褒賞規則（昭和59年新潟県規則第67号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

職 名 等	氏 名	住所地又は所在地
地方自治功績（第2条第1号該当）		
新発田市議会議員	小川 徹	新発田市
三条市議会議員	久住 久俊	三条市
元 田上町議会議員	小池 真一郎	南蒲原郡田上町
妙高市議会議員	佐藤 栄一	妙高市
三条市議会議員	佐藤 和雄	三条市
元 加茂市議会議員	茂岡 明與司	加茂市
新発田市選挙管理委員会委員長	近嵐 宗賢	新発田市
社会福祉功績（第2条第2号該当）		
幼保連携型認定こども園本量寺こども園園長	大森 蓉子	加茂市
保健衛生功績（第2条第3号該当）		
（きのこ食中毒防止啓発活動）	柏崎きのこ研究会	柏崎市
元 一般社団法人新潟県歯科衛生士会理事	桐生 香保子	新潟市西区
元 村上市岩船郡薬剤師会会長	中村 良平	村上市
商工業功績（第2条第5号該当）		
横越商工会会長	石井 久以知	新潟市江南区
将棋駒師	大竹 日出男	三条市
協業組合太陽自動車工業理事	鴨井 等	上越市
関川村商工会会長	中倉 虎治	岩船郡関川村
（県内エレクトロニクス分野の人材育成及び技術交流）	一般社団法人	長岡市

新潟県電子機械工業会		
農林水産業功績（第2条第7号該当）		
にいがた南蒲農業協同組合経営管理委員会会長	吉田 文彦	三条市
土地改良功績（第2条第7号該当）		
元 刈谷田川土地改良区理事長	高橋 剛	三条市
西蒲原土地改良区理事長	濱田 佐登之	燕市
元 豊栄土地改良区理事長	山崎 孝彦	新潟市北区
教育功績（第2条第9号該当）		
元 学校医	茨木 政毅	長岡市
学校薬剤師	鶴巻 千秋	三条市
体育功績（第2条第9号該当）		
一般社団法人新潟県野球連盟理事長	新發田 貞夫	新潟市中央区
一般財団法人新潟県陸上競技協会副会長	長谷川 巧治	新潟市西蒲区
元 財団法人新潟県スキー連盟副会長	平川 仁彦	南魚沼市
元 新潟県ドッジボール協会会長	森 登志男	新潟市西区
芸術、文化功績（第2条第10号該当）		
見附市文化財保護審議会委員	淡路 久雄	見附市
株式会社新潟日報社代表取締役社長	小田 敏三	新潟市西区
新潟県かるた協会会長	佐藤 隆司	三条市
元 株式会社新潟放送代表取締役会長	竹石 松次	新潟市中央区
加茂市文化財調査審議会副委員長	長谷川 昭一	加茂市
新潟県太鼓連盟理事長	廣川 隆夫	新潟市北区
交通安全功績（第2条第11号該当）		
公益財団法人西蒲地区交通安全協会評議員	五十嵐 一務	西蒲原郡弥彦村
公益財団法人新潟県交通安全協会理事	鈴木 登	十日町市
元 南魚沼交通安全協会常務理事	中條 辰男	南魚沼市
一般財団法人与板地区交通安全協会理事	家合 スミ子	長岡市
元 与板町交通安全協会会長	山口 日出二	長岡市
善行（第2条第13号該当）		
（音声訳ボランティア）	水声会	新潟市江南区
納税協力功績（第2条第14号該当）		
新潟県納税貯蓄組合総連合会理事	鶴頭 佑子	三条市

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県食品営業許可・営業六法管理システム機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県食品営業許可・営業六法管理システム機器等一式の借上げ
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和2年1月31日（金）午後2時まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和元年12月6日（金）から令和元年12月12日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 交付場所 新潟県福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年12月23日（月）午後2時
(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和元年12月6日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 令和元年12月17日（火）午前9時から午後5時まで
イ 提出場所 新潟県福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 交付日時 令和元年12月19日（木）午前10時から午後4時まで
イ 交付場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる食品営業許可・営業六法管理システム

機器等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる食品営業許可・営業六法管理システム機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 (仮称) ケーズデンキ十日町店

所在地 十日町市宇上島丑620-3 外

設置者 株式会社北越ケーズ 他2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和元年7月23日

3 意見の概要

- (1) 十日町市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年12月6日から令和2年1月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）原信来迎寺店
所在地 長岡市浦605 外
設置者 株式会社原信 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和元年7月30日

3 意見の概要

- (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年12月6日から令和2年1月6日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、人工呼吸器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月6日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
人工呼吸器 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和2年3月31日（火）
- (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年12月13日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月19日(木)午前10時30分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手動式除細動器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月6日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手動式除細動器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年12月13日（金）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月19日（木）午前11時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、輸液ポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月6日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

輸液ポンプ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年1月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

令和元年12月19日(木)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月26日(木)午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、シリンジポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月6日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

シリンジポンプ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年1月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

令和元年12月19日(木)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月26日(木)午前11時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月6日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

新潟県工業用水道条例施行規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(検針日)</p> <p>第4条 条例第25条第1項の規定による検針日は、毎月<u>20日</u>（<u>20日</u>が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）とする。<u>ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</u></p>	<p>(検針日)</p> <p>第4条 条例第25条第1項の規定による検針日は、毎月<u>25日</u>（<u>25日</u>が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）とする。</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。